お知らせページ

児童手当の現況届出を忘れずに

児童手当の支給を受けておられる方は、毎年六月一日から六月三十日までの間に児童手当現況届を役場に提出することになっています。この届出をしないと引き続き児童手当の受給資格があっても、六月以降は受けられませんので必ず提出して下さい。

今年度は、行革関連特例法に基づく特例措置が実施されましたので、所得制限にかかっても支給を受けられる方もあると思われますのでご注意下さい。

◦児童手当認定請求

はじめて児童手当の支給を受けようとする人（三人以上児童のある方）又児童手当受給者が住所をかえた場合は、児童手当認定請求書を市町村役場に提出して下さい。なお公務員又は公共企業体の職員の方は、それぞれの勤務先に提出して下さい。

◦児童手当の額

18才未満の児童のうち、出生順に数えて3人目以降である義務教育終了前の児童一人につき月額五千円です。

ただし市町村民税の所得割額のない受給者は月額七千円です。

人事異動

五十七年六月一日付

△総務課庶務係　佐藤由喜雄（開発課水道係）

納期のお知らせ

6月納期の村税等は次のとおりです。期限までに納入して下さい。

村県民税　第1期
納期限　6月30日

国民年金　第1期
納期限　6月25日

心配ごと相談所開設のお知らせ

月潟村心配ごと相談所では、次のとおり特設相談所を開設します。

個人の秘密は固く守られますので、心配ごとをお持ちの方はお気軽においで下さい。

一、開設日

七月　十二日（月）
七月　十九日（月）（含年金相談）
七月二十六日（月）

二、開設場所及び時間

月寿荘で午後一時三十分から三時まで（開設日いずれも）

「おめでた」「おくやみ」

五月一日～五月三十一日受理

◎おめでた

氏名	保護者	部落名
高木　智子	嘉夫	木滑
小林　元気	元	月潟
間島　宏行	繁樹	西萱場
大関　敏彦	泰一	上曲通
渡辺友紀恵	一秋	西萱場

◎およろこび

氏名		世帯主	部落名
登石	清隆	清	月潟
星	久美子	定雄	白根市
笹川	博	博	新潟市
田中	栄子	与三郎	木滑
丸田	哲也	哲也	燕市
木川	晴美	善一	西萱場
海藤	正美	正年	吉田町
野沢	幸子	庄一	上曲通
片野	隆夫	徳蔵	黒川村
曽山	弘子	義春	釣寄

◎おくやみ

氏名	齢	世帯主	部落名
小湊　保	(77)	惣一郎	大別当
早崎　敬子	(83)	平	愛知県
藤本　大	(90)	大	東京都
笹井紀美恵		久恵	下曲通
高橋　克己		寅蔵	上曲通
血脇　英子		四郎	千葉県
横山　昭彦		五郎	月潟
菅井美佐子		徳平	新潟市
薄田　隆		直栄	大別当
児玉　アイ		重一	木滑
丹波　ミセ		勇二	西萱場

行政相談日のお知らせ

七月の行政相談日は次のとおりです。お気軽においで下さい。

一、日時

七月十九日（毎月第三月曜日）

二、会場

月寿荘

犬の引き取り業務――七月は二十一日です。

七月の犬の引取り日は、標記のとおりです。

受付は、前日の午後五時までに巻保健所又は月潟村役場に連絡して下さい。犬は、当日の午前九時三十分までに役場で引き受けます。

又、指導取締業務は七日、十二日と二十六日です。

7月7日　ゆきつばき号がやってきます――＊

毎年恒例となりました県消費生活センターの移動車〝ゆきつばき号〟が就業改善センター前にやってきます。

皆さんお気軽にお集り下さい。

わたくし達のまわりには、いろいろな商品が出廻っています。

そんな中で、日常生活で手にする商品には、いろいろなマークや表示が付いています。

しかし、それが何を意味するのかわからない場合、間違った取扱いをしたり、不経済な買物をしてしまったということになります。

〝ゆきつばき号〟では、はじめて参加する人にもわかりやすいよう、電動パネル展示商品、簡易テスト等を交えながら、皆さんの日常生活に必要な知識についてお話しします。

また、その後で日頃疑問に思っている事や被害、苦情また要望にも応じますので近所おさそい合せの上多数参加下さい。

記

1. 日　時　昭和57年7月7日（水）午前10時から12時まで
2. 場　所　月潟村就業改善センター前
3. 開設内容
   - 商品のマークや表示の見方
   - 訪問販売などの話
   - 手がるにできる食品等のテスト
   - 質問や相談の受付